

明石市中小企業者省エネルギー化支援補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、事業所等にエネルギー利用の効率化に資する設備を導入する中小企業者に対して、その費用の一部を補助することにより、中小企業者のエネルギー価格高騰対策及び脱炭素化を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 市内の本店、事業所、事務所又は工場をいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに掲げる者をいう。

(補助対象者)

第3条 この要領による補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者であつて、市長が別に定める基準に従い登録されたものとする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表に掲げる事業であつて、かつ、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) 第6条による申請（以下「交付申請」という。）を行つた日の属する年度において、事業が完了すること。
- (2) 導入する設備が設置する日前において未使用であり、かつ、リース契約に基づき取得したものでないこと。
- (3) 国、地方公共団体等から助成を受けていないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる費用の合計額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）に3分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）と300,000円のいずれか低い額

- (1) 補助対象設備の購入に係る費用
- (2) 補助対象設備の更新工事に係る費用（更新の対象となる既存設備（以下「対象既存設備」という。）の撤去費を含む。）

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別

に定める期間内に、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書の写しその他の補助対象事業の内容並びに費用の額及び内訳がわかる書類
- (2) 交付申請を行った日前3か月以内に発行された申請者に係る登記事項証明書（申請者が法人でない場合にあっては、申請者が事業者であることがわかる書類）
- (3) 補助対象事業を行う事業所等の位置図
- (4) 対象既存設備の設置場所がわかる図面
- (5) 対象既存設備の設置状況がわかるカラー写真
- (6) 設置する補助対象設備の技術仕様がわかる書類
- (7) 設置する補助対象設備の製造年がわかる書類（補助対象設備が空調設備又は給湯設備の場合に限る。）
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 同一年度内において、同一の申請者が行う交付申請は、補助対象事業ごとに1回を限度とする。

（補助金の交付の決定）

第7条 市長は、交付申請を受けたときは、これを審査の上、補助金の交付の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

（事業の内容の変更）

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を受けた者（以下「補助交付決定者」という。）は、当該交付決定の内容を変更しようとするときは、変更交付申請書に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更である場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを承認したときは、その旨を変更承認通知書により、補助交付決定者に通知するものとする。

（事業の中止）

第9条 補助交付決定者は、補助対象事業を中止するときは、速やかに中止届出書を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 補助交付決定者は、事業完了日（対象事業が完了した日をいう。第13条において同じ。）から市長が別に定める日までの間に、実績報告書に次に掲げる

書類を添えて、市長に報告しなければならない。ただし、第6条第1項の規定により提出された書類をもって代えることができると市長が認める場合は、当該書類の添付を省略することができる。

- (1) 領収書の写しその他の補助対象事業に係る経費の額を証する書類
 - (2) 契約書の写し
 - (3) 設置した補助対象設備の設置状況がわかるカラー写真
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の額の確定及び交付)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、これを審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書により通知するものとする。

2 市長は、当該補助交付決定者からの請求に基づき、前項の規定により確定した補助金を交付する。

3 前項の請求は、請求書により行うものとする。

(手続の代行)

第12条 申請者は、第6条第1項、第8条第1項、第9条及び第10条に規定する手続を、第三者に代行させることができる。

(設備の管理)

第13条 補助交付決定者は、事業完了日から起算して、設置した補助対象設備（以下「管理設備」という。）の種類に応じ、それぞれ減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数（以下「耐用年数」という。）が満了するまでの間、善良なる管理者の注意をもって当該管理設備を管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

(処分の制限)

第14条 補助交付決定者は、耐用年数の期間内において、管理設備を処分しようとするときは、あらかじめ、財産処分届出書により市長に届け出なければならない。この場合において、市長が特に必要があると認めるときは、市長は、補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(補助金交付の決定の取消し等)

第15条 市長は、補助交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又は不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) この要領の規定に違反したとき。

(3) その他市長が適当でない者と認めたとき。

- 2 前項の規定により市長が交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助交付決定者は、市長が定める期限までにこれを返還しなければならない。

(協力)

第16条 市長は、補助交付決定者に対して、必要に応じて対象事業の効果に関するデータの提供又は地球温暖化対策に係る普及啓発事業等への協力を求めることができるものとする。

(補則)

第17条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (令和8年7月29日制定)

この要領は、制定の日から施行する。

別表（第4条関係）

対象事業	補助対象設備	事業内容	備 考
1 LED照明設備更新事業	LED照明設備	事業所等に既に設置している照明設備（LED照明設備を除く。）をLED照明設備に更新する事業（工事を伴わないランプの交換のみのものを除く。）	以下のものは補助対象外とする （1） 工事を伴わないランプの交換のみのもの （2） 容易に取り外し、又は移動させることができる照明設備の更新であるもの
2 空調設備更新事業	空調設備	事業所等に既に設置している空調設備を2025年以降に製造された空調設備に更新する事業	
3 給湯設備更新事業	給湯設備	事業所等に既に設置している給湯設備を2025年以降に製造された給湯設備に更新する事業	